

現場代理人の兼任に関する運用の試行について

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人ですが、入札不調対策として公共事業の円滑な執行を図るため、現場代理人の兼任について、平成28年4月1日より運用しているところですが、これまでの施行状況を踏まえ、試行期間を令和6年3月31日まで延伸します。

1 現場代理人の兼任を認める工事

次の（1）から（6）のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとします。

- （1）それぞれの工事の当初請負代金額が2,500万円未満であること。
- （2）発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
- （3）兼任できる工事は2件とする。ただし、全ての工事がいちき串木野市発注の工事であり、かつ、現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合、災害復旧工事に限り、3件以内であれば兼任可能とする。
- （4）兼任する工事は、工事現場の相互の間隔がおおむね10km以内の範囲
- （5）発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- （6）兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。

2 手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、「現場代理人の兼任（変更）申請書」を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、現場代理人等選任（変更）通知書により、発注者に通知する必要があります。なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得る必要があります。

3 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求します。

4 適用期間

この取扱いは、令和6年3月31日までの契約工事に適用します。

5 特記仕様書への明示

この取扱いについては、次のとおり特記仕様書に明示することとします。

(特記仕様書記載例)

第 条 現場代理人の兼任

1 現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の（１）から（６）のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

- （１）それぞれの工事の当初請負代金額が 2,500 万円未満であること
- （２）発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること
- （３）兼任できる工事は 2 件とする。ただし、全ての工事がいちき串木野市発注の工事であり、かつ、現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合、災害復旧工事に限り、3 件以内であれば兼任可能とする。
- （４）兼任する工事は、工事現場の相互の間隔がおおむね 10 km 以内の範囲
- （５）発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと
- （６）兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1 日 1 回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること

2 手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、「現場代理人の兼任（変更）申請書」を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、現場代理人等選任（変更）通知書により、発注者に通知すること。

なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

3 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第 12 条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

6 その他

詳細については、財政課契約管財係又は各監督職員にご相談ください。